

## 2. 登記前の手続き (電子定款認証の面前確認)

平成29年10月  
内閣官房  
日本経済再生総合事務局

# 電子定款の認証における面前確認に関する検討（検討の前提）

- 定款とは、法人の目的・内部組織・活動に関する根本規則をいう。
- 法人の設立には、発起人が署名または記名押印した定款の作成が必要（書面または電磁的記録をもって作成された電子定款のいずれか）。
  - 定款作成者として署名した者が、会社の発起人となる。
- 株式会社の原始定款の効力発生には、公証人による認証が求められる。
- 持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）の定款には、公証人による認証は一切求められない。

## ◆会社法 一部抜粋 （定款の作成）

第二十六条 株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録（中略）をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

## （定款の認証）

第三十条 第二十六条第一項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

2 （略）

原始定款の効力発生に必要な、公証人による認証の意義とは何か

# 電子定款の認証における面前確認に関する検討（検討の前提）

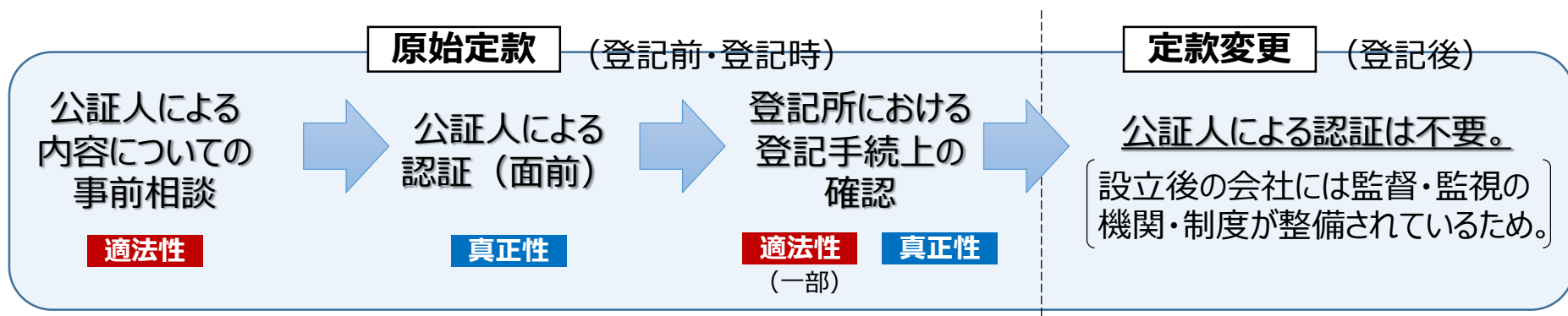
- そもそも公証人による公証制度は、私文書の成立・内容等による紛争予防のために、公権力により文書の証拠力を高め、内容を明確にするもの。
- 現行制度では、公証人が、定款の真正性及び適法性の観点から確認・公に証明することで、原始定款をめぐる紛争や定款に違反する行為などを予防している。
  - 発起人は、内容について公証人の事前確認を受けるとともに、公証人の面前で定款にある自身の記名押印・署名を自認することが求められる。
- 設立後の定款変更には、公証人による認証は求められない。
- なお、定款中登記事項に関する内容は、登記所における登記申請処理の過程においても確認されている。

## ①定款の真正性

✓ 名義人の意思に基づき真正に作成されたものかどうか

## ②定款の適法性

✓ 会社法等の法令に照らし、記載事項に違法・無効な点が無いか

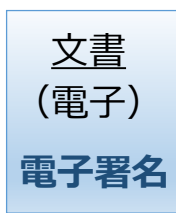


※なお、公証人は「出来る限り」瑕疵のない定款について認証すべきとされるが、その後の法人登記はあくまで公示の手段であり、登記行為自身は適法性を担保するものではない。

# 電子定款の認証における面前確認に関する検討 ①真正性の確保（1）

- 私文書について民事訴訟で証拠力を持たせるには、「真正な成立」の証明が必要。
- 私文書は本人又はその代理人の署名又は押印があるとき、真正に成立したものと推定され、電子文書の場合も、本人による電子署名が行われていれば真正に成立したものと推定される。
- 一方、現在の原始定款の成立については、推定効を上回る水準で、本人の意思に基づいてなされたことの証明が求められている。
- 電子定款についても、その効力を発生させるには、電子署名を付した電子定款をオンライン申請システムによって送信するとともに、書面と同様に公証人の面前確認が求められている。

私文書  
(一般)



推定効を  
上回る水準



定款



「自分がこの電子署名を付した」と公証人の面前で自認

**真正な成立**が推定される

(民事訴訟法第228条第4項、電子署名法第3条)

**真正な成立**を公証人が対面で確認している

## ◆公証人法 一部抜粋

第六十二条ノ六 指定公証人電磁的記録ニ認証ヲ与フルニハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ当事者其ノ面前ニ於テ嘱託ニ係ル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付左ノ行為（中略）ヲ為シタルトキ其ノ旨ヲ内容トスル情報ヲ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ電磁的方式ニ依リ付シテ之ヲ為スコトヲ要ス  
2～4 （略）

# 電子定款の認証における面前確認に関する検討 ①真正性の確保（２）

- 印鑑よりも技術面などから一段高い真正性が確保されていると考えられる電子署名を付された電子定款については、面前での確認を不要としてはどうか。

## 公的個人認証サービス

### < 1 > 印鑑より偽造しにくい

カードに記録された電子証明書と秘密鍵の二つが無いと証明書機能を作動しない。秘密鍵はICチップに記録され、第三者が外に取り出して使うのは不可能。（⇔印鑑は技術の進展で偽造が容易化している）

### < 2 > 印鑑より盗用しにくい

証明書の利用には、本人のカードを所持した上で、本人の設定した暗証番号を入力する必要あり。他人が盗用するためにはこの二つを所持する必要あり。（⇔印鑑の場合は印鑑さえ所持してしまえばよい）

### < 3 > 印鑑より最新の情報に紐づいている

公的個人認証は住民基本台帳に基づいて発行されており、住所変更等が生じた場合はその手続きと併せて自動的に失効される（⇔印鑑は印鑑届出による本人申請に基づいて手続きがなされる）



電子署名・電子証明書は、印鑑・印鑑証明書よりも**偽造・なりすましの難易度が高く、電子申請は書面申請よりも一段高い真正性の実質的な確保が可能**と考えられる。



**電子署名を付された電子定款については、面前での確認を不要としてはどうか。**

# 電子定款の認証における面前確認に関する検討 ②適法性の確保（1）

- 公証人は、定款認証にあたってその記載内容に会社法その他の法律に照らして違法、無効な点がないか等につき、確認している。
  - 法制度上、会社法制のみならず、例えば定款における事業目的が業法に違反しないかなどの確認が求められる。

## ◆公証人法 一部抜粋

第二十六条 公証人ハ法令ニ違反シタル事項、無効ノ法律行為及行為能力ノ制限ニ因リテ取得スコトヲ得ヘキ法律行為ニ付証書ヲ作成スルコトヲ得ス

### < 1 > 会社法関係

(例)

- 絶対的記載事項（記載が無ければ定款の効力が認められない）が記載されているか。
- 取締役会設置会社と記載している場合、監査役が設置されているか。
- 現物出資を予定している場合、現物出資に関する記載があるか（定款に記載が無いとその効力が認められない）。 等

### < 2 > その他法律関係

(例)

- 事業目的の記載内容が〇〇業等の独占業務に抵触していないか。
- 事業目的の記載内容が新たに許可制が導入された〇〇業について、導入前の他の事例をそのまま参考転用していないか 等

※なお、定款の内容の確認に際し適法性の確保とは別途、インデントや本店の所在地の記載方法など、形式面について公証人から修正指示を受け場合もある。

# 電子定款の認証における面前確認に関する検討 ②適法性の確保（2）

- 海外ではモデル定款を採用することで内容の適法性を担保し、設立時手続のファストトラックを設けている国がある。



## 諸外国の例

### イギリス（Doing Businessランキング：16位）

イギリスの会社法には、日本の会社法ほど機関設計に関する規定がなく、定款で定めるべきことが多い。このため、イギリスでは伝統的に設立手続きにモデル定款が活用されてきた。

- 日本の定款にあたる「附属定款」は、会社類型（株式会社・保証有限会社・無限責任会社）に応じて1種類ずつ、主務大臣によりモデル定款が定められている。
- モデル定款を全て採用する私会社のみ、オンライン申請による設立が可能。  
この場合、申請後24時間以内に登記が完了。

※会社設立におけるオンライン申請率は98.1%。

※イギリスでは、公証人による定款認証は求められていない。

⇔ モデル定款の一部または全部を採用しない場合、書面で申請し、会社登記所の審査を受ける必要がある、この場合は登記完了までに8日～10日が必要。

- 発起人の真正性の確認については、登記申請にあたっては設立意思の確認として、発起人毎にそれに同意するチェックボックスにチェックを入れるのみ。

…設立に不備があり債権者や契約相手に被害が生じたときに、発起人の責任を追及できるように発起人を確保している。

※なお、オンライン申請システムにログインするために7種類の個人情報（出生地、電話番号／国民保険番号／パスポート番号の下3桁、母親の旧姓、瞳の色、父親のファーストネーム）のうち3件の提供が必要。



# 電子定款の認証における面前確認に関する検討 ②適法性の確保（2）

- 適法性が担保されているモデル定款を採用する場合、公証人による定款の確認を不要としてどうか。

**起業家には「一刻も早く法人を設立したい」という切実なニーズが存在。**

参考：「起業家にとって時間はキャッシュに相当。1日でも早く事業を立ち上げ軌道に乗せないと、会社の生死に関わる。」（第1回検討会ご意見）



**会社法その他の法律に照らして、シンプルかつ適法な機関設計のモデル定款を作成してはどうか。**

## < 1 > 会社法関係の適法性担保

- 起業時のニーズに基づいた形態によって、モデル定款を作成。これに従った定款は、会社法の適法性が担保されている蓋然性が高い。

参考：ある種のモデル定款ともいえる定款の記載例は、既に日本公証人連合会や司法書士事務所等によって作成・公開されている。

## < 2 > その他の法律（業法等）関係の適法性担保

- 事業目的の記載内容に関する典型例を作成・注意喚起を実施。これに従った定款は、適法性が担保されている蓋然性が高い。



**モデル定款を採用する場合、公証人による定款の確認を不要としてはどうか。**



# 電子定款の認証における面前確認に関する検討 まとめ

- 法人設立に関する行政手続負担を軽減し、起業促進とその後の生存率を高める観点から
  - 電子署名を付された電子定款については、面前での確認を不要としてはどうか。
  - モデル定款を活用した電子定款については、公証人による確認を不要（登記所による確認のみ）としてはどうか。

## ＜電子定款提出後のフロー（案）＞

